



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1307 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1308 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 1309 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 1310 都市計画事業の認可 (下水道課)
- 1311 平成17年和歌山県告示第641号(平成17年度の県立近代美術館の入場料)の一部改正 (教育委員会)
- 1312 平成17年和歌山県告示第642号(平成17年度の県立博物館の入場料)の一部改正 (")

- 1313 平成17年和歌山県告示第643号(平成17年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料)の一部改正 (")
- 1314 平成17年和歌山県告示第644号(平成17年度の県立自然博物館の入場料)の一部改正 (")

告 示

和歌山県告示第1307号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。
平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100 034119	大伸繊維株式会社	海南市且来144-2	尾保手幸夫	ハッピーベル	那賀郡岩出町吉田309-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.8.17

和歌山県告示第1308号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。
平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200 043119	大伸繊維株式会社	海南市且来144-2	尾保手幸夫	ハッピーベル	那賀郡岩出町吉田309-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.8.17

和歌山県告示第1309号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があっ

たので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。
平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000300 087115	大伸繊維株式会社	海南市且来144-2	尾保手幸夫	ハッピーベル	那賀郡岩出町吉田309-4	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.8.17

和歌山県告示第1310号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。
平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称
打田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
打田都市計画下水道事業 打田町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成17年9月27日

至 平成24年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

該当なし

和歌山県告示第1311号

平成17年和歌山県告示第641号(平成17年度の県立近代美術館の入場料)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から適用する。

平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

備考に次のように加える。

4 県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)

については、入場料を無料とする。

5 関西文化の日(11月19日及び20日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1312号

平成17年和歌山県告示第642号(平成17年度の県立博物館の入場料)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から適用する。

平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

備考に次のように加える。

4 県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)

については、入場料を無料とする。

5 関西文化の日(11月19日及び20日)の入場料を無料とする。

和歌山県告示第1313号

平成17年和歌山県告示第643号(平成17年度の県立紀伊風土記の丘資料館の入場料)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から適用する。

平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

備考に次のように加える。

4 県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)

については、入場料を無料とする。

和歌山県告示第1314号

平成17年和歌山県告示第644号(平成17年度の県立自然博物館の入場料)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から適用する。

平成17年9月27日

和歌山県知事 木村良樹

備考に次のように加える。

3 県内に在学中の外国人留学生(外国人就学生を含む。)

については、入場料を無料とする。

4 関西文化の日(11月19日及び20日)の入場料を無料とする。

する。